

70歳以上の国民健康保険に加入の皆さんへ

国民健康保険高齢受給者証が、8月1日(金)に更新となることから、新しい受給者証を7月中にお届けします。

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により2割または3割となります。

このうち、負担割合が3割の方(課税所得145万円以上の70歳以上の被保険者が同一世帯にいる方)で、次に該当する場合は、申請により負担割合が2割となりますので、7月31日(木)までに保険年金課へ申請してください。8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した翌月1日からの適用となります。

昭和19年4月1日以前生まれの方の負担割合は、特例措置により2割が1割に据え置かれています。

▶申請により負担割合が3割から2割となる場合

【同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が2人以上】

被保険者の平成25年中の収入合計額が520万円未満

【同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が1人】
被保険者本人の平成25年中の収入額が383万円未満

【同じ世帯に後期高齢者医療制度に加入している者がいる世帯の方】

世帯の状況により2割となる場合があります。

▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険高齢受給者証
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)
- ・確定申告書の写しなど収入が確認できる書類

▶問い合わせ

保険年金課国保担当(内線271・272・273)

通院・入院時の医療費と食事代の窓口負担額が減額されます

国民健康保険被保険者証をお持ちの方へ

国民健康保険に加入している70歳未満の方が通院・入院する際、事前に申請すると「国民健康保険限度額適用認定証」が交付され、1カ月の医療費の負担が自己負担限度額までとなります。

また、市民税非課税世帯(世帯主と国民健康保険被保険者全員が非課税)の場合には、入院時の食事代も併せて軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※有効期限が平成26年7月31日の認定証をお持ちの方で、引き続き減額の適用を受ける場合は、改めて申請が必要となります。

▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

後期高齢者医療被保険者で市民税非課税世帯に属している方は、申請により通院・入院時の1カ月の医療費の負担が自己負担限度額までとなり、食事代が軽減される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※有効期限が平成26年7月31日の認定証をお持ちの方で、8月以降も適用になる方には、7月中に新しい認定証を送ります。

▶申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証

▶問い合わせ

国民健康保険については保険年金課国保担当(内線271)、後期高齢者医療については同課医療担当(内線226)

後期高齢者医療制度に加入している方へ

後期高齢者医療被保険者証が8月1日(金)に更新となることから、新しい保険証を7月中に送ります。医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により1割または3割となります。

このうち、負担割合が3割の方(課税所得145万円以上の被保険者が同一世帯にいる方)で、次に該当する場合は、申請により負担割合が1割となりますので、7月31日(木)までに保険年金課へ申請してください。

※8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

▼申請により負担割合が3割から1割となる場合

【同じ世帯に被保険者が2人以上】
被保険者の平成25年中の収入合計額が520万円未満

【同じ世帯に被保険者が1人で、次のいずれかに該当】
①被保険者本人の平成25年中の収入額が383万円未満

②①に該当しない方で、70歳以上74歳の方(後期高齢者医療制度の被保険者を除く)を含めた世帯の平成25年中の収入合計額が520万円未満

▼申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・確定申告書の写しなど収入が確認できる書類

▼問い合わせ 保険年金課医療担当(内線226・227)



保健案内

保健センター
長野2-3-17
TEL:553-0053
FAX:555-2551



子どもの健康

乳幼児健診

健診名 4カ月児健診、1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診

その他 転入されたお子さんで、前住所地で受診していない方は保健センターにご連絡ください。

乳幼児相談(要申し込み)

日時 8月12日(火)午前9時30分～11時

対象 小学校入学前のお子さん

離乳食教室(初期)(要申し込み)

日時 8月12日(火)午前10時30分～11時30分(午前10時15分から受け付け)

対象 平成26年2月15日～3月14日生まれのお子さんがいる方

※いずれも場所は保健センター

ご利用ください ことばの相談

保健センターでは、言葉について心配のある小学校入学前のお子さんを対象に、言語聴覚士による個別相談を実施します。

例えば

- ・おしゃべりはするけれども、発音がはっきりしない
 - ・発音に誤りがある(例えば、「さかな」を「たかな」、「かさ」を「たさ」など)
 - ・言葉が遅い
 - ・言葉が詰まって話しにくいことがある など
- ※発音は4～5才くらいで上手になります。4～5才のお子さんに発音のこつをお話します。

日時 7月24日(木)、8月4日(月)※時間は申し込みの際にお知らせします。

場所 保健センター

申し込み 7月17日(木)までに電話で同センター

けんこう いつまでも健口講座 ～歯周病だけじゃないお口とメタボの意外な関係～

歯は口の中の健康にとどまらず、メタボリック症候群など全身の健康にも大きく関係があることをご存じですか。歯のことを知って、もっと健康になりましょう。

日時 8月28日(木)午後1時～3時

場所 商工センター 403研修室

休日急患診療

期 日	医療機関名	期 日	医療機関名
7月20日(日)	壮幸会行田総合病院	8月3日(日)	清幸会行田中央総合病院
7月21日(月)	清幸会行田中央総合病院	8月10日(日)	壮幸会行田総合病院
7月27日(日)	壮幸会行田総合病院		

- ・診療科目……内科、小児科、外科
 - ・診療時間……午前10時～午後5時
- ※医療機関が変更されることがありますので、事前に問い合わせください。

・清幸会行田中央総合病院 ☎553-2000

・壮幸会行田総合病院 ☎552-1111

◇夜間などの急病やけがで受診できる医療機関を知りたいとき

・行田市消防署 ☎550-2123

・埼玉県救急医療情報センター ☎048-824-4199

◇埼玉県小児救急電話相談「#8000」

・県内どこからでも「#8000」をプッシュすると相談窓口につながります(携帯電話可)。

・相談時間【月～土曜日】午後7時～翌日午前7時
【日曜日、祝日】午前9時～翌日午前7時

食生活改善推進員(ヘルスマイト)養成講座

健康の基本である食について、自分のため、家族のため、地域の方のために学んでみませんか。

日 時	場 所	内 容
7月23日(水) 午前9時30分～午後3時30分	V I V A ぎょうだ	開講式、オリエンテーション、調理実習など
8月～平成27年2月(14回) ※期日と時間は、確定次第お知らせします。	保健センターなど	健康全般に関する知識を高めることができる講座を予定しています。

対 象 市内在住で修了後ボランティア活動が可能な方

定 員 20人(先着順)

費 用 1,500円(テキスト代、食材費)

持 ち 物 筆記用具、エプロン、三角巾、スリッパ

申し込み 7月16日(木)までに電話で保健センター

内 容 歯科医師の講話

対 象 市内在住の方

定 員 20人(先着順)

参 加 費 無料

持 ち 物 健康手帳、筆記用具

申し込み 7月1日(火)から直接または電話で保健センター